

# 岐阜県公報

号外(二) 平成二十二年三月二十九日

## 目次

### 規則

南飛驒健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

(健康福祉政策課)

ページ  
一

## 規則

南飛驒健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十一号

南飛驒健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

南飛驒健康増進センター条例施行規則(平成十六年岐阜県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号を次のように改める。

一 火曜日及び水曜日(次のイからニまでに掲げる場合は、それぞれ当該イからニまでに定める日)

イ 火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日(以下「休日」という。)であり、かつ水曜日及び木曜日のいずれもが休日でない場合 当該水曜日及び当該木曜日

ロ 水曜日が休日であり、かつ木曜日が休日でない場合 当該木曜日及び同日の属する週の翌週の水曜日後の最初の休日でない日

ハ 火曜日若しくは水曜日のいずれかが、又は火曜日及び水曜日のいずれもが休日であり、かつ木曜日が休日である場合 当該火曜日の属する週の前週及び翌週の水曜日後の最初の休日でない日

ニ 火曜日及び水曜日のいずれもが休日ではなく、かつ木曜日が休日である場合 当該火曜日及び同日の属する週の翌週の水曜日後の最初の休日でない日

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月二十九日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一  
岐阜文芸社